

名桜大学保健センター規則

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、名桜大学保健センター（以下「センター」という。）の組織運営等について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは名桜大学（以下「本学」という。）における保健管理及び健康支援、これに関する教育を行ない、学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 保健管理及び健康支援の実施について企画及び立案に関すること。
- (2) 学生及び教職員の定期及び臨時の健康診断に関すること。
- (3) 健康相談及び救急処置に関すること。
- (4) メンタルヘルスケア及びカウンセリングに関すること。
- (5) 本学内の環境衛生指導に関すること。
- (6) 本学内の感染症予防に関すること。
- (7) 保健管理及び健康支援のための教育に関すること。
- (8) その他、センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターは、次の各号に掲げる教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 医師
- (3) 看護師及び保健師又は養護教諭
- (4) カウンセラー
- (5) 事務職員

(センター長の任命)

第5条 センター長の任命は、学長の推薦により理事長が行う。

(センター長)

第6条 センター長はセンターを代表し、センターの業務を掌理する。

2 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、名桜大学保健センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(報告義務)

第8条 センター長は、本規則第3条に係る緊急且つ重要な事項のうち、学生に関す

ることは学生課（全学学生サポート委員会）、教職員に関する場合は、総務課（倫理委員会）に迅速に報告を行う。

2 報告事項のうち、個人情報に係ることについては、個人情報共有の必要性について被聴取者に説明し、被聴取者同意の上で報告を行う。

（事務職員）

第9条 センターの事務職員は、センターの業務を処理する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、運営委員会及び拡大部課長会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。